

建築工事における一宮市週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建築・設備工事における週休2日の取組を実施するため、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。
- (2)4週8休以上 対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。また、降雨、積雪等による予定外の閉所日(当日作業を断念した場合も含む)についても、現場閉所(現場休息)の日数に含める。
- (3)現場閉所 巡回パトロールや保守点検を除き、現場事務所での作業を含め1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4)現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含め1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (5)工事着手日 現場に継続的に常駐した最初の日
- (6)工事完成日 工事目的物が完成し現場作業員が常駐しなくなった最後の日

(対象期間)

第3条 工事着手日から工事完成日までの期間(工期延長をした場合も含む)のうち、非対象期間を除いた期間とする。非対象期間は次のとおりとする。

- (1)年末年始期間(12月30日～1月5日)
- (2)夏期休暇3日間
- (3)工場製作のみを実施している期間
- (4)工事全体を一時中止している期間
- (5)天災(豪雨、地震等)に対する突発的な対応期間
- (6)発注者があらかじめ対象外として特記事項に示した期間
- (7)受注者の責によらず、施工条件や地元条件、災害対応等により週6日以上現場作業を余儀なくされる期間

(対象工事)

第4条 一宮市建築部の発注工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 工事施工期間や工程が現場条件によって大きく制約される工事
- (2) 緊急性がある工事
- (3) 前条に規定する対象期間が著しく短い工事

(発注方式)

第5条 工事の発注方式は、発注者指定方式とする。(発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式)

(積算方法等)

第6条 積算及び労務費の補正の方法は、次のとおりとする。

4週8休以上を前提に、次項による労務費の補正を行い予定価格の作成をする。現場閉所(現場休息)の達成状況を確認後4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち達成状況に応じた補正係数に応じて労務費を補正し、請負代金額を変更する。

2 労務費の補正方法については、以下の補正係数により労務費(工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

(1) 複合単価

- ① 4週8休以上 (8日/28日: 28.5%以上) 補正係数: 1.05
- ② 4週7休以上8休未満 (7日/28日: 25.0%以上 28.5%未満) 補正係数: 1.03
- ③ 4週6休以上7休未満 (6日/28日: 21.4%以上 25.0%未満) 補正係数: 1.01
- ④ 4週6休未満 (5日/28日: 21.4%未満) 補正なし

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格: 表1、表2及び表3の補正率を用いて補正する。

3 その他積算方法等の運用については、「建築工事における週休2日制工事に係る積算方法の運用について」(愛知県建設局土木部建設企画課)に準ずる。

(履行確認等)

第7条 週休2日制工事の履行確認等は、次のとおりとする。

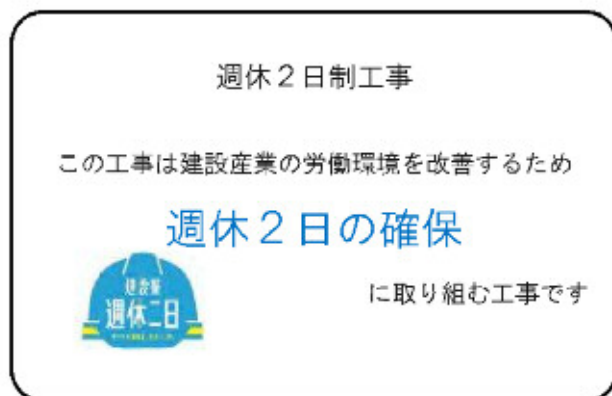
(1) 受注者は、工事着手日までに、計画工程表(28日を1スパンとして平均的に休日を取得すること)を作成し、監督員に提出する。また、計画工程表に実施状況を記載の上、毎月報告すること。

なお、分離発注工事においては、工事の進捗に影響がないよう受注者間で調整して工程表を作成すること。

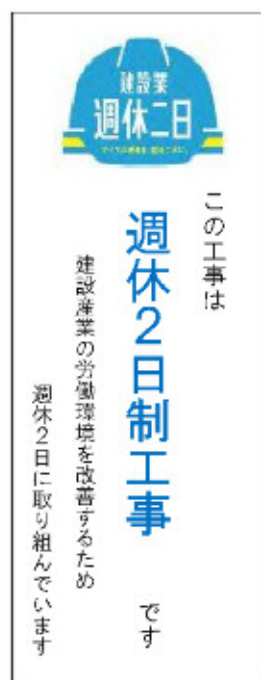
(2) 工事計画に見直しが生じた場合、速やかに計画工程表を提出すること。また、工事完成日後は、速やかに実施状況を記載し提出すること。

(3) 受注者は、週休2日制工事である旨を工事看板等に明示する。

(記載内容の例)



- *イラストなどを用い、わかりやすい内容とすること。
- *本イラストは一般社団法人日本建設業連合会のロゴであるため、使用の際には規定に則った利用とすること。



(対象工事である旨等の明示)

第8条 対象工事は設計図面の特記事項に「本工事は、一宮市週休2日制工事の対象工事とする。」と記載する。

(工事成績評定)

第9条 週休2日制工事において受注者が、あきらかに取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定「法令遵守等」の項目において、2点減ずる。

(取組証の発行)

第10条 工事担当課長は、週休2日制工事の達成状況の確認後、受注者が希望する場合は、工事目的物の引渡し後、速やかに週休2日制工事取組証(様式1)を当該受注者に発行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式 1

令和 年 月 日

受注者 ○○○株式会社
代表取締役 ○○○○ 様

工事担当課長

週休 2 日制工事取組証

貴社が受注しました下記工事について、週休 2 日の取組に関し、現場閉所状況を
確認した結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名 ○○○○
- 2 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 業種 ○○工事
- 4 取組結果 本工事における現場閉所率【○○%】
【基準：4 週 8 休以上（現場閉所率 2 8 . 5 %（8 日 / 2 8 日）以上）】

| | | |
|------------|-----|---|
| 週休 2 日達成状況 | 達成 | ○ |
| | 未達成 | |

以上